

## 酒類の表示方法の届出について

酒類を輸入する者（酒類販売業者）（以下「輸入者」という。）は、**保税地域から引き取る時まで**に、輸入する酒類の容器又は包装（以下、「容器等」という。）の見やすい箇所に、輸入者の氏名又は名称及び住所、その引取先の所在地、内容量及び酒類の品目並びに酒類の品目に応じ法令で定められている事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。

また、その表示方法の届出は、輸入する酒類が蔵置されている保税地域を管轄する税関に行うこととなっています。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5）

### I. 届出書類

- ◇ 表示方法届出書（別紙「表示方法」を含む） 2部（税関用・交付用）
- ◇ 酒類販売業免許証（又は通知書）の写し 1部
- ◇ 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類であることの証明書等  
（有機農畜産物加工酒類の場合 ※後述Ⅲ.「酒類表示義務事項」1. (1)有機の表示参照）
- ◇ 返信用封筒（郵送で届出を行う場合）

### II. 手続方法

表示方法届出書は、後述Ⅲ. 酒類表示義務事項及び表示方法届出書記載例を参考に作成してください。

上記I. の届出書類は、輸入する酒類が蔵置されている保税地域を管轄する税関の本関収納課許可係に提出し、確認を受けてください。届出は窓口又は郵送での受付となります。当該酒類の輸入通関を委任している通関業者に届け出を委任することは差し支えありません。確認後、交付用を返却しますので、大切に保管してください。

確認を受けた表示方法届出書は、内容に変更がない限り全国の税関で有効です。酒類の輸入通関時などに税関から確認を求められた場合は、確認を受けた表示方法届出書を提示してください。

#### （届出及び問い合わせ先）

輸入する酒類が、東京税関が管轄する保税地域に蔵置されている場合の届出及び問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 1階

東京税関業務部収納課許可係 TEL:03-3599-6335 FAX:03-3599-6654

※受付時間 月～金曜日（祝日は除く） 9時～12時、13時～17時

### Ⅲ. 酒類表示義務事項

表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」としてください。

内容量、アルコール分及び税率適用区分の数字はアラビア数字を用いて明瞭に表示してください。

文字の大きさは、原則 8ポイント以上の大きさ で表示してください。

注) 8ポイントの大きさは、日本産業規格 Z 8305 (1962) による。

「酒類の品目」と「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示」を除く。

#### 1. 共通表示事項（全ての酒類に共通）

##### (1) 輸入者の氏名又は名称

酒類販売業免許を受けた者の、氏名又は名称を「輸入者」等の文字に続けて「漢字」、「ひらがな」又は「カタカナ」で表示してください。

注) 商号をローマ字等で表示する場合は、その読み方を「ひらがな」又は「カタカナ」により、併せて表示する必要があります。

個人の場合は、必ず氏名を表示してください。

注) 屋号のみでは氏名を表示したことにはなりません。

##### (2) 輸入者の住所

住所は「漢字」、「ひらがな」又は「カタカナ」で表示してください。

##### (3) 引取先の所在地

引取先の所在地は、酒類販売業免許証（又は通知書）に記載されている「販売場の位置」を引取先として表示してください。

注) 「販売場の位置」が不動産登記による地番である場合は、「住居表示に関する法律」に基づく住居表示とし、住居番号まで記載してください。

##### (4) 内容量

「内容量」の文字に続けて、「L」、「ml」、「mL」、「ℓ」、「mℓ」又は「リットル」、「ミリリットル」と表示してください。

注) 大文字「M」は「メガ」を表す接頭語のため使用しないでください。

##### (5) 酒類の品目

「品目」の文字に続けて、次表1の酒類の品目を表示してください。

文字の大きさは、内容量及び酒類の品目の文字数に応じて、次表2に掲げる文字の大きさ以上で表示してください。

なお、内容量が100ml以下の場合、食品表示基準に基づいた文字の大きさにより表示しても差し支えありません。

表1 酒類の品目

酒類の分類	発泡性酒類	醸造酒類	蒸留酒類	混成酒類
酒類の品目	ビール 発泡酒	清酒 果実酒 その他の醸造酒	連続式蒸留焼酎※1 単式蒸留焼酎※1 ウイスキー ブランデー 原料用アルコール スピリッツ	合成清酒 みりん 甘味果実酒 リキュール 粉末酒 雑酒

※1 「焼酎」は、「しょうちゅう」との表示も可能。

表2 酒類の品目を表示する文字の大きさ

内容量\品目の文字数	2文字	3文字	4文字以上
3.6ℓ超	42ポイント	26ポイント	26ポイント
1.8ℓ超 3.6ℓ以下	26ポイント	22ポイント	16ポイント
1ℓ超 1.8ℓ以下	22ポイント	16ポイント	14ポイント
360ml超 1ℓ以下	16ポイント	14ポイント	10.5ポイント
360ml以下	14ポイント	10.5ポイント	7.5ポイント※2

※2 食品表示基準では、原則8ポイント以上での表示が必要。

## (6) アルコール分

「アルコール分」の文字に続けて、酒税法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」（単位は「度」又は「%」）と表示してください。

ただし、次の方法により表示しても差し支えありません。

ア 例えば、アルコール分が15度以上16度未満のものについて、「アルコール分15.0度以上15.9度以下」又は「アルコール分15度」と表示すること

イ ビール、発泡酒、清酒、果実酒又はその他の醸造酒について、アルコール分±1度の範囲内で、例えば、アルコール分12度以上14度未満のものについて、「アルコール分13度」、アルコール分4.5度以上6.5度未満のものについて、「アルコール分5.5度」と表示すること

注) 度数は1度単位又は0.5度刻みにより表示。

ウ 輸出国におけるラベルにアルコール分の表示があるものについて「アルコール分はラベル（表ラベル又は裏ラベル）に記載」の旨を表示すること

注) 当該取り扱いについては、次に掲げる要件を共に満たしている場合にのみ認められます。

- a アルコール分の範囲が法に定める税率の適用区分を同じくする1度の範囲内（ビール・発泡酒・清酒・果実酒・その他の醸造酒については±1度の範囲内）であること
- b 輸出国で表示されたアルコール分の表示方法が「アルコール分」の表示と容易に認識できること

例) 「12% Vol」 「Alc. 13% Vol」 など

※参考輸出国のラベル（写）等を提出して頂く場合があります。

## (7) 税率適用区分

発泡酒、雑酒及びその他の発泡性酒類（ビール、発泡酒以外の発泡性を有する酒類のうちアルコール分が 10 度未満のもの）については、下記の通り税率適用区分を表示する必要があります。

注) 令和 8 年 10 月 1 日以降は 11 度未満となります。

### ア 発泡酒

「麦芽使用率〇〇%」と表示してください。

ただし、麦芽使用率に応じて「麦芽使用率 25%未満」、「麦芽使用率 25%以上 50%未満」、「麦芽使用率 50%以上」と表示して差し支えありません。

注) 麦芽使用率 50%以上の場合は、「麦芽使用率〇〇%以上」と表示しても差し支えありません。

### イ 雑酒

酒税法施行令第 8 条の 2 に規定する「みりに類似する酒類」の場合は「雑酒①」、それ以外のものについては「雑酒②」と表示してください。

### ウ その他の発泡性酒類

酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に次の区分により「①」、「②」又は「③」と表示しなければなりません。

- ① 酒税法平成 29 年改正法附則第 36 条第 2 項第 4 号に該当する場合
- ② 同項第 3 号に該当する場合
- ③ 上記①・②以外の場合

例) 発泡性を有する果実酒（アルコール分 8 度）のもの ⇒ 「果実酒（発泡性）①」

注) 税率適用区分については、上記「ア」発泡酒は令和 8 年 10 月 1 日から、「ウ」その他の発泡性酒類は令和 5 年 10 月 1 日から、それぞれ表示が不要となります。

## (8) 添加物

「添加物」の文字に続けて、添加物に占める重量の割合の高い順に物質名、もしくは物質名及び用途を表示してください（食品表示基準第 3 条）。

注) 原材料名の項目に原材料名と併せて表示する場合は、原材料名と添加物を「/」や改行等の方法により、明確に区分して表示してください。

### 参考

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/food\\_additive/pdf/syokuhin496.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/food_additive/pdf/syokuhin496.pdf)

（食品添加物表示／消費者庁）

## (9) L-フェニルアラニン化合物を含む旨

アスパルテームを含む場合は、「L-フェニルアラニン化合物を含む」旨を表示しなければなりません。（食品表示基準第 3 条）

## (10) 20歳未満の者の飲酒防止に関する表示

酒類の容器等には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています」、「飲酒は20歳になってから」等の表示が義務付けられています。

表示は、**6ポイント以上の大きさの日本文字**を使用してください。ただし、内容量360ml以下の容器にあつては5.5ポイント以上の大きさとして差し支えありません。

また、専ら酒場や料理店等に対し引渡されるもの、内容量が50ml以下のもの等については、表示を省略することができます。

注) 令和4年3月末で「20歳未満の者」を「未成年者」と表示できる期間は終了しています。

(二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準)

## (11) 識別表示

酒類が充てんされたスチール、アルミ、PET、紙、プラスチックを材料とする容器については、識別マークの表示が義務付けられています。

参考 <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

(識別表示／経済産業省)

## (12) 有機の表示

有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類は、当該酒類の容器等に、「有機又はオーガニック」の表示をすることができます。

この場合、品目の前若しくは後又は近接する場所に、品目の表示に用いている文字と同じ書体及び大きさで「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」と表示してください。

輸入される酒類で有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類とは、以下の通りです。

ア JAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する国(※1)から輸入される酒類のうち、その制度の下で認証等を受けた酒類であることについて、政府機関等(※2)が発行した証明書が添付されているもの。

イ 上記「ア」以外の国から輸入される酒類については、送り状等に酒類における有機の表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認できる書面等が添付されており、かつ、その書面等を輸入者(酒類販売業者)が保存している場合。(※3)

なお、表示基準の対象となる「有機等」の表示は、日本文字により表示されている場合であり、輸出国の表示制度に基づいて日本文字以外の文字で表示されている場合は、表示基準の対象となりません。

※1 参考 [http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/pdf/equiv\\_country.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/equiv_country.pdf)

(JAS制度と同等の制度を有する国／農林水産省)

※2 その国の政府機関、公的な認証機関及びその国の制度の下で認証等を行うことができる機関等をいいます。

※3 原材料として使用する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品は、日本農林規格の格付けがなされているものを使用する必要があります。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項及び第2項、酒類における有機の表示基準)

## 2. 共通表示事項に加える事項（酒類の品目によって必要な表示）

### (1) 果実酒、甘味果実酒の場合

ア 表示に使用する文字（品目表示を除く）

表示に使用する文字は、8ポイント以上の大きさの日本文字を使用してください。ただし、内容量200ml以下の容器にあつては、6ポイント以上の大きさとして差し支えありません。

イ 原産国名

「原産国名」の文字に続けて、当該輸入ワインの原産国名を表示してください。

（果実酒等の製法品質表示基準）

### (2) ビールの場合

ア ビールである旨

「ビール」又は「麦酒」と表示するものとし、銘柄名等に加えて「〇〇ビール」又は「〇〇麦酒」と表示することもできます。

表示に使用する文字は、酒類の品目を表示する文字の大きさに基づき、「ビール」は3文字、「麦酒」は2文字に対応する活字の大きさ以上としてください。

イ 原材料名

「原材料名」という文字の後に、使用した材料を酒税法、同施行令及び同施行規則に定められた品名で、定められた順序に従って表示してください。ただし、とうもろこしはコーン、でんぷんはスターチと表示することができます。

（順序）麦芽、ホップ、麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ、でんぷん、糖類、苦味料、着色料（カラメル）・・・

ウ 賞味期限

次のいずれかの方法により表示してください。

- i 「賞味期限」の文字の後にその年月日又は年月を表示する。
- ii 「賞味期限」の文字の後に例えば「別途記載」、「缶底に表示」等表示し、容器等の別の箇所はその年月日又は年月を表示する。

エ 保存の方法

例えば「日なたを避け涼しいところに保存してください。」等の注意事項を表示してください。

オ 原産国名

「原産国名」の文字に続けて表示してください。

ただし、原産地が一般に国名よりも地名で知られている場合は、項目名を「原産地名」に代えて、原産地名を表示することができます。

カ 特定事項の表示基準

- i ラガービール…貯蔵工程で熟成されたビールでなければラガービールと表示できません。
- ii 生ビール及びドラフトビール…熱による処理（パストリゼーション）をしていないビールでなければ、生ビール又はドラフトビールと表示できません。  
また、「熱処理していない」旨を併せて表示する必要があります。

- iii 黒ビール及びブラックビール…濃色の麦芽を原料の一部に用いた色の濃いビールでなければ、黒ビール又はブラックビールと表示できません。
- iv スタウト…濃色の麦芽を原料の一部に用い、色が濃く、香味の特に強いビールでなければ、スタウトと表示できません。

なお、ビールである旨が明りょうである場合には、ビールの文字を省略し、単に「ラガー」、「生」等と表示することが可能です。

(輸入ビールの表示に関する公正競争規約)

### (3) ウイスキーの場合

#### ア 原材料名

「原材料名」の文字に続けて、次に掲げる原材料名を順次表示してください。

- i 麦芽又はモルト
- ii 穀類又はグレーン（「穀類」又は「グレーン」の括弧書として「とうもろこし」又は「コーン」、「ライ麦」等と穀類の種類名を記載し又は穀類の種類名をそのまま表示しても差し支えありません。）
- iii ブレンド用アルコール（穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示してください。）
- iv スピリッツ（穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示してください。）
- v シェリー酒類（容量比で2.5%を超えて使用した場合に表示してください。）

#### イ 原産国名

「原産国名」の文字に続けて表示してください。

ただし、原産地が一般に国名よりも地名で知られている場合は、項目名を「原産地名」に代えて、原産地名を表示することができます。

#### ウ 特定事項の表示基準

熟成年数の異なるものをブレンドしたウイスキーに、熟成年数を表示する場合には、ブレンドしたもののうち最も熟成年数の若いものの熟成年数を表示してください。

(輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約)

### (4) 清酒の場合

#### ア 表示に使用する文字（品目表示を除く）

表示に使用する文字は、8ポイント以上の大きさの日本文字を使用してください。

注) 内容量200ml以下の容器にあっては、6ポイント以上の大きさも可。

#### イ 特定名称の表示

特定名称は、それぞれの製法品質の要件に該当するものであるときは、容器等に表示することができます。

- i 吟醸酒…精米歩合60%以下の白米、米こうじ及び醸造アルコールを原料とし、吟醸造りで、固有の香味、色沢が良好なもの
- ii 純米酒…白米、米こうじを原料とし、香味、色沢が良好なもの
- iii 本醸造酒…精米歩合70%以下の白米、米こうじ及び醸造アルコールを原料とし、香味、色沢が良好なもの

特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合が15%以上のものに限定されています。

ただし、特定名称と類似する用語や「極上」、「優良」、「高級」等の品質が優れている印象を与える用語などの使用には禁止や制限があります。

#### ウ 原材料名

「原材料名」の文字に続けて、使用した原材料名（水を除く）を、酒税法に規定する原材料名をもって次の方法で表示する。

原材料名 米、米こうじ、＜以下、使用した原材料を使用量の多い順に表示＞

#### エ 製造時期

販売する目的をもって容器に充てんし密封した時期を「製造年月」として表示してください。ただし、製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字に続けて表示して差し支えありません。

#### オ 保存又は飲用上の注意事項

製成後一切加熱処理をしていない場合は、保存もしくは飲用上の注意事項を表示する必要があります。

#### カ 原産国名

「原産国名」の文字に続けて表示してください。

(清酒の製法品質表示基準)

注) 国内産米のみを原料とし、かつ、日本国内において製造された清酒以外に「日本酒」と表示することはできません。

(酒類の地理的表示に関する表示基準)

### (5) 単式蒸留焼酎の場合

#### ア 酒類の品目

「単式蒸留焼酎」と表示してください。もしくは、「ホワイトリカー②」又は「焼酎乙類」と表示することができます。酒税法第3条第10号イからホまでに掲げるものにあつては「本格焼酎」と表示することができます。

ただし、単式・連続式蒸留混和焼酎にあつては、「単式・連続式蒸留焼酎混和」と表示してください。もしくは、「ホワイトリカー②①混和」又は「焼酎乙類甲類混和」と表示することができます。

#### イ 原材料名

「原材料名」の文字に続けて、使用した原材料（水を除く）を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示してください。

連続式蒸留焼酎を混和した場合、「単式蒸留焼酎」及び「連続式蒸留焼酎」と表示し、それぞれの文字に続けて混和割合を併記した上で、その後に括弧書きで、混和したそれぞれの焼酎のもろみの製造に使用した原材料（水を除く）を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示してください。

#### ウ 特定事項の表示基準

i 冠表示…次のいずれかに該当する場合でなければ、冠表示（特定の原材料の使用を強調する表示）はできません。

a 当該原材料が、使用原材料の全部又は大部分を占めるものであるとき

b 当該原材料の使用比率が、使用原材料のうち最大であるとき

- c 当該原材料の使用比率を施行規則の定めるところにより、冠表示に併記して表示するとき
- ii 原酒…蒸留後に一切のものを加えず、かつ、アルコール分が 36 度以上のものでなければ、原酒の文字を表示できません。
- iii 長期貯蔵…3 年以上貯蔵したものが、ブレンド後の総量の 50%を超えるものでなければ、長期貯蔵又はこれに準ずる趣旨の表示できません。
- iv かし樽貯蔵…かし樽に貯蔵し、その特色を有するものでなければ、かし樽貯蔵と表示できません。

(単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約)

## (6) 泡盛の場合

### ア 泡盛である旨

「泡盛」又は「あわもり」と表示してください。

### イ 原材料名

「原材料名」の文字に続けて「米こうじ」と表示し、水は表示しないでください。

### ウ 特定用語の表示基準

次の用語を表示する場合には、それぞれの基準に従って表示してください。

- i 古酒…全量が古酒であるもの。
- ii 年数表示…貯蔵年数を表示する場合は、当該年数表示以上貯蔵したものとする。
- iii 混和酒…古酒を 10%以上混和したもので、かつ混和割合を表示しなければ混和酒である旨を表示できません。
- iv マイルド…アルコール分が 25 度以下のものでなければマイルドである旨の表示はできません。

(泡盛の表示に関する公正競争規約)

◎表示証の作成にあたり、国税庁ホームページ（酒類の表示）もご参照ください。

○酒類の表示方法チェックシート

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/check.htm>

○食品表示法における酒類の表示の Q & A

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/shokuhin/O1.htm>